

大府市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

木材の利用を促進することは、地域の森林整備を促進し、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全など森林の持つ多面的機能の発揮を通じて、市民生活の安定に大きく寄与する。

さらに近年、木材の利用については、温室効果ガスの排出量と吸収量との間の均衡が保たれた社会である脱炭素社会の実現に貢献することから、その重要性が高まっている。

この方針は、大府市の建築物等における木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項及び「愛知県木材利用促進条例」（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」）第5条の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」に即して、必要な事項を定める。

2 目的

市内の建築物等に木材を用いることにより、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な空間を市民に提供するとともに、脱炭素社会の実現や森林の持つ多面的機能の発揮に資することを目的とする。

3 基本的事項

（1）木材利用の推進

愛知県、大府市、建築関係事業者、木材産業事業者、その他事業者及び市民が一体となって、「水源の森林の保全・育成に関する連携協定」を締結している長野県王滝村や木曽町産木材や県産木材を始めとする木材の利用が市内に広がることを目指し、建築物等の木造化や内装の木質化、備品や消耗品への木製品の利用を促進する。

（2）木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）、及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材の利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

① 建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

② 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

③ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

4 木材の利用の目標

公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合を除き、建築物等の木造化や内装の木質化並びに施設における机及び椅子等の備品や消耗品への木製品の採用等、木材の利用に努めるものとする。

特に市の水源地域であり、「水源の森林の保全・育成に関する連携協定」を締結している長野県王滝村や木曾町又は県内で伐採された木材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

5 木材の利用の促進に必要な事項

(1) ライフサイクルコストの検討

公共建築物の整備にあたっては、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについて検討するよう努めるものとする。

(2) 備品等の購入

備品や消耗品の購入にあたっては、購入コスト並びに木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(3) 木材利用の周知

木材を利用した施設の管理者は、施設利用者が木材の持つ良さや、木材利用の

意義を知ることができるよう周知に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年8月18日から適用する。